

## 令和3年度 介護サービス事業者等に対する指導事例（文書指摘）

## 【 報酬算定基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
初回加算	訪問介護 相当サービス	初回加算の要件において、サービス提供責任者の同行を定めているが、同行したことが確認できない。	当該加算の要件について再確認し、サービス提供責任者が同行した場合には記録すること。	※1 別表1チ

※1 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第72号）

## 【 人員、設備及び運営基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
苦情処理	訪問型 サービス	苦情を受け付けた際に、当該内容等を記録していない。	利用者及びその家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容や対応及び解決に向けた取り組み等を記録すること。	※2 第34条第2項
第1号訪問 介護サービスの 具体的取扱 方針		サービスの提供状況について、下記3点について適正に行われていない。 ①利用者の状態について、毎月ではなく必要が生じた時のみ介護予防支援事業者に報告している。 ②モニタリングを実施した記録がない。 ③モニタリングした記録を介護予防支援事業者に報告していない。	下記3点について改善を要する。 ①少なくとも1月に1回は利用者の状態について、介護予防支援事業者に報告すること。 ②サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は目標の達成状況等モニタリングを適切に実施すること。 ③モニタリングの記録を介護予防支援事業者に報告すること。	※2 第39条第9号 ～11号
		サービスの提供状況について、下記3点について適正に行われていない。 ①サービス実施記録を介護予防支援事業者に報告しているが、実施の実績のみで利用者の心身の状況その他必要な事項の記載がない。 ②モニタリングの様式がチェック項目のみで、目標の達成状況についての記載がない。 ③モニタリングした記録を介護予防支援事業者に報告したことが確認できる記録がない。	下記3点について改善を要する。 ①サービス実施記録について、利用者の心身の状況その他必要な事項の記載に努めること。 ②適切なモニタリングを実施し、報告するためにモニタリング様式を変更すること。 ③モニタリングの記録を介護予防支援事業者に報告したことを記録すること。	※2 第39条第9号 ～11号

※2 平成27年改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）

## 【 報酬算定基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
運動器機能向上加算	通所介護相当サービス	対象となる利用者に対し、実施上の留意事項のうち、共通して下記について適正に実施されていない。 ア 利用開始時に運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価等の把握をしていない。 イ 短期目標の期間が記載されていない。 ウ 運動器機能向上計画は多職種共同で作成と聞き取りしたが、計画書上作成者1名のみで共同して作成したのか確認できない。 オ 短期目標(1月)ごとのモニタリングの実施がない。 カ 長期目標(3月)ごとに評価を実施しているが、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施していない。それにより、事後アセスメントの結果を介護予防支援事業者に報告していない。	当該加算の要件について再確認し、適切に実施し記録すること。	※3 第2の3(3)③

※3 老認発0319第3号介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について

## 【 人員、設備及び運営基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
第1号通所介護計画の作成	通所型サービス	生きがい型デイサービスの利用者に関する第1号通所介護計画を作成していない。	介護予防サービス計画に沿って第1号通所介護計画を作成すること。	※4 第15条により準用 ※5 第99条第1項及び第2項
		第1号通所介護計画を作成し利用者に説明し同意を得ているが、当該計画を交付していない。	第1号通所介護計画を利用者に交付し、それを記録すること。	※4 第15条により準用 ※5 第99条第4項

生活相談員	通所型サービス	生活相談員〇名が出勤簿上は休暇となっており、サービス提供時間において生活相談員が不在で、配置基準を満たしていない。	出勤簿は従業員の配置基準を確認する上でも重要な根拠書類となるため、適正な運用・管理を行うこと。	☆※6 第59条第1項第1号
-------	---------	---	---	----------------

※4 弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱

※5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚生省令第37号）第7章

☆ 地域密着型通所介護、通所介護相当サービス及び生きがい型デイサービス部分については地域密着型通所介護に関する根拠法令等を記載する。

※6 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

【 報酬算定基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
個別機能訓練 加算 I イ	地域密着型 通所介護	<p>対象となる利用者に対し、実施上の留意事項のうち、共通して下記について適正に実施されていない。</p> <p>イ機能訓練指導員が不在の日に看護師資格を有する管理者が機能訓練を実施し、当加算を算定している。</p> <p>ハ①個別機能訓練計画は多職種共同で作成と聞き取りしたが、計画書上作成者1名のみで共同して作成したのか確認できない。 ②利用者の居宅を訪問し居宅での生活状況を確認した上で目標設定をしていない。</p> <p>ホ①利用者の居宅を訪問及び居宅での生活状況を確認並びに訓練の効果等の説明をしていない。 ②3月ごとに評価を実施しているが、評価内容や目標の達成度合いについて介護支援専門員に報告していない。</p>	当該加算の要件について再確認し、適切に実施し記録すること。	※7 第2 3の2(11)注13①

※7 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

## 【 人員、設備及び運営基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
生活相談員	地域密着型 通所介護	生活相談員〇名が出勤簿上は休暇となっており、サービス提供時間において生活相談員が不在で、配置基準を満たしていない。	出勤簿は従業員の配置基準を確認する上でも重要な根拠書類となるため、適正な運用・管理を行うこと。	※6 第59条の3第1項第1号

※6 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 【 人員、設備及び運営基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
認知症対応型 通所介護計画の 作成	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	認知症対応型通所介護計画を作成し計画開始までに利用者に説明し同意を得ているが、当該計画を交付していない。	認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付すること。	※6 第71条第4項

※6 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 【 報酬算定基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
栄養管理 体制加算	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたっての記録に関して、下記について適正に実施されていない。 イ 利用者の食事摂取量の記録やBMI値測定結果を確認したが、貴事業所における利用者の栄養ケアを推進するための課題の記載が確認できない。 ロ 個人の認知症対応型共同生活介護計画の支援内容の一つとして当加算が記載されていたが、貴事業所における目標の記載が確認できない。	当該加算の要件について再確認し、適切に実施し記録すること。	※7 第2の6(13)③



身体拘束廃止 未実施減算		○名の利用者に対して身体拘束等を行い定期的に検討しているが、個別の記録として、身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が確認できない。また、身体拘束等を開始するにあたって家族等に説明したことが確認できない。	身体拘束等を行う場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」を参照し、家族への説明及び経過観察、再検討等の記録を適切に行うこと。	※7 第2の6(2)
看取り介護加算	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	介護従業者その他の従業者に対し定期的（年2回以上）に実施する身体的拘束等の適正化のための研修について、令和○年度において1回の研修を確認したが必要回数の実施を確認できない。	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を必要回数実施し、その記録をすること。	※7 第2の6(2)及び(4)⑥
認知症専門 ケア加算		医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、利用者又は家族に対し説明し、同意を得た記録が確認できない。また、家族等に利用者の状態を説明した記録を確認できない。	当該加算の要件について再確認し、適切に実施し記録すること。	※7 第2の6(7)⑧ ※8 40口
人員基準		当該加算要件における「当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催」について、開催の記録が確認できない。	当該加算の要件について再確認し、適切に実施し記録すること。	※9 三の2 イ(3)
サービス提供 体制強化加算		○年度において、人員基準欠如による減算に該当する月がある。	当該減算の要件について再確認し、適切に管理すること。	※7 第2の1通則(7)及び(8)③
		○年度において、当加算の要件の人員基準欠如に該当する月がある。	当該加算の要件について再確認し、適切に管理すること。	※9 59口(2)

※7 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

※8 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）

※9 厚生労働大臣が定める基準 厚生労働省告示第95号(平成27年3月23日)

【 人員、設備及び運営基準 】

項目	サービス種類	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
勤務体制の確保等	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	○年度において、共同生活住居ごとの夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯の介護従業者の員数に関して、基準を満たしていない月がある。	利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、また、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し従業者の勤務の体制を定め、人員に関する基準を遵守すること。	※6 第109条1項 ※6 第122条第1項及び第2項
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針		○名の利用者に対して身体拘束等を行い定期的に検討しているが、個別の記録として、身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が確認できない。また、身体拘束等を開始するにあたって家族等に説明したことが確認できない。	身体拘束等を行う場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」を参照し、家族への説明及び経過観察、再検討等の記録を適切に行うこと。	※6 第116条第6項
		介護従業者その他の従業者に対し定期的（年2回以上）に実施する身体的拘束等の適正化のための研修について、令和元年度において1回の研修を確認したが必要回数の実施を確認できない。	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を必要回数実施し、その記録をすること。	※6 第116条第7項第1号

※6 弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例